

八王子市立小宮小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

＊いじめの定義（いじめ防止対策推進法）…「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（★行為を行った児童等が、冗談やからかい、その気がなく行った場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。）

2 主な取り組み

（1）いじめが起こらない学校・学級風土づくり

- ①いじめが起こらない学校・学級風土づくりのために、児童朝会・朝の会や帰りの会を始め、教育活動全体を通じていじめ防止の指導を行う。
- ②「特別の教科 道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。（八王子市いのちの大切さを共に考える日、道徳授業地区公開講座等）
- ③コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④自己有用感を高めるためにスモールステップで評価を行い、少しの伸びでも認め、誉めていく。
- ⑤代表委員会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ⑥学校行事、学級活動等で児童一人一人に活躍の場をつくり、児童同士の繋がりや絆を深める。
- ⑦授業規律や生活指導規律等のスタンダードを徹底し、基礎学力を保証する授業を行う。
- ⑧家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

（2）未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ対策委員会（サポートチーム）」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置し（週1回、必要に応じてその都度開催）児童の情報を共有し、組織的に対応する。また、毎週の生活指導夕会においても情報を共有する。

[構成]校長・副校長・主幹Ⅱ・生活指導主任・いじめ対策主任・スクールカウンセラー・該当学年・必要に応じて外部機関

- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施すると共に学校独自のアンケートを適宜実施し、その結果を記録して継続観察していく。いじめに関する案件は、いじめ対策委員会において情報を共有し、対応策を考える。
- ③教育相談週間を設け、担任やスクールカウンセラーと児童の二者面談を実施する。5年生は全員面談を実施する。
- ④スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。

（3）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

（4～6年セーフティ教室、6年LINE出張授業等）

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- （1）いじめの事実確認を徹底して行う。その上でいじめを受けた児童・保護者、いじめをした児童・保護者の了解を得て、情報は公開する。
- （2）いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- （3）いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- （4）いじめを見て見ぬふりをしていた児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- （5）犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- （1）教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- （2）いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- （3）重大ないじめ（暴力・恐喝等）を行った児童へは適切な懲戒を行う。
- （4）教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。